1, 事業所の概要

事 業 所 名	社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所			
所 在 地	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下11番地3			
事業所指定番号	0 5 7 2 8 2 5 0 5 7			
管理者 及び 連絡先	管 理 者 佐々木 年子和 電 話 0182 - 47 - 3700			
サービス提供区域	東成瀬村			

2, 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種別 及び 業務	人員
管 理 者	居宅サービス計画及び事業の管理	佐々木 年子和
	居宅サービス計画の作成	佐々木 年子和
介護支援専門員		谷 藤 真 紀
		佐々木 香 澄

3, 営業時間

営 業 日	平 日
営 業 時 間	8時30分 ~ 17時15分
休 業 日	土曜日 日曜日 年末年始(12月29日 ~ 1月3日)

4, 運営方針等 及び サービスの提供と内容

利用者が要介護または要支援状態となっても、可能な限り居宅に於いてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むため必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基づき適切な居宅サービス提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整及び利用状況の確認、その他の便宜を公正中立の立場で提供します。

また、利用者が自宅での生活が困難になった場合や介護保険施設等への入所を希望した場合、介護保険施設等に関する情報を提供します。

尚、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報は、正当な理由無 く第三者に漏洩しません。

5,公正中立なケアマネジメント確保

利用者及びその家族は、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について下記事項を介護支援専門員に求めることができます。

- (1) 複数の事業所の紹介
- (2) 当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由

また、事業者が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画における下記居宅サービス事業について 利用割合を別紙「サービス利用割合等についての説明書」にて説明します。

6, サービス利用料 及び 利用者負担

利	用	料	介護保険からの全額給付により、費用負担の発生はありません		
交	通	費	住所が東成瀬村内にある方 居住の実態が東成瀬村内にある方	無料	

7. 入院時における医療機関との連携

介護支援専門員は、利用者が医療機関に入院したときは当該医療機関に対し担当介護支援専門員 の氏名及び連絡先を伝えるよう、利用者及びその家族に依頼し同意を得ます。

8, サービス提供に於ける事故発生時の損害賠償

- (1) 介護支援専門員が居宅介護支援提供時に於いて、利用者の病状急変や事故発生の場合は、利用者及び家族・主治医への連絡や保険者に報告を行うとともに必要な措置を講じます。また事故に際し取った措置について記録を行います。
- (2) 事業者の責任により利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその賠償を行います。

9, 身体拘束等適正化の推進

利用者の身体拘束について、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない下記3要件を満たす場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。万一やむを得ず身体拘束を行う必要性がある場合は、本人及び家族、サービス提供事業者等の関係者と話し合いを行い、その実施が最低限なものであるよう慎重に策を講じ、利用者及びその家族に説明し同意を得ます。

緊急やむを得ない場合

(1) 切 迫 性 : 利用者またはその他利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性

が著しく高いこと

(2) 非代替性: 身体拘束あるいはその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法が無い

こと

(3) 一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束の実施にあたっては、その様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を 支援経過記録に記します。

利用者の状況は常に観察・検討を行い、3要件に該当しなくなった場合は直ちに拘束の解除を行います。

10、虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止 に関する下記措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

11,介護支援専門員の資質向上

介護支援専門員の資質の向上を図るため、下記項目について、研修機関が実施する研修や事業所内研修への参加の機会を計画的に確保し、業務の質の向上に努めます。

計画的に行う研修 (年1回以上)

- (1) 身体的拘束等の適正化に関する研修
- (2) 虐待防止に関する研修
- (3) 認知症に関する研修
- (4) 業務継続計画(BCP)に関する研修

新規採用者がいる場合

- (1) 新規採用者に対する研修
 - ・ 採用後1ケ月内に実施

12, 相談窓口·苦情対応·処理手順

(1) サービスに関する相談や苦情については、下記窓口にて対応します。

東成瀬村社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所
お客様相談コーナー電話0182 - 47 - 3700相談員
対応時間佐々木
営業日及び営業時間に準ずる

(2) 苦情処理の手順

- ① 自ら提供した居宅介護支援サービス、またサービス提供事業所に対する苦情について、利用者からの苦情申立書によりサービス提供事業所に事実関係を確認し説明します。
- ② 事業者に対し改善要請が必要な場合は要請を行い、その後の改善対策について方法及び状況を確認します。

(3) 下記の公的機関に於いても苦情申立を行うことができます。

東成瀬村介護保険相談窓口	所 在 地 電 話 FAX 対応時間	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1 0182 - 47 - 3404 0182 - 47 - 3360 平日 8時 $30分 \sim 17$ 時 $15分$
秋田県国民健康保険 団体連合会	所 在 地 電 話 FAX 対応時間	秋田県秋田市山王4丁目2番3号 018-862-3850 018-824-0043 平日 8時30分~17時
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会	所 在 地 電 話 FAX 対応時間	秋田県秋田市旭北栄町1番5号 018-864-2711 018-864-2701 平日 8時30分~17時

13, 事業所運営主体

運 営 主 体	社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会
運営主体の所在地	秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 11 番地 3
代 表 者 名	会 長 佐 藤 正次郎
電話番号 及び 連絡先	電 話 0182 - 47 - 2700 FAX 0182 - 47 - 2750

【説明確認欄】

説 明 日 令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明します。

担当者(説明者)

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記説明を受けサービス提供に同意します。

利	用	者		
		住	所	
		氏	名	印
代理人	マゖゕ			
TV±/C	∧ (4 ±	. 		
			所	
		氏	名	印